

第5 争議行為の予告手続

1 争議行為の発生届出

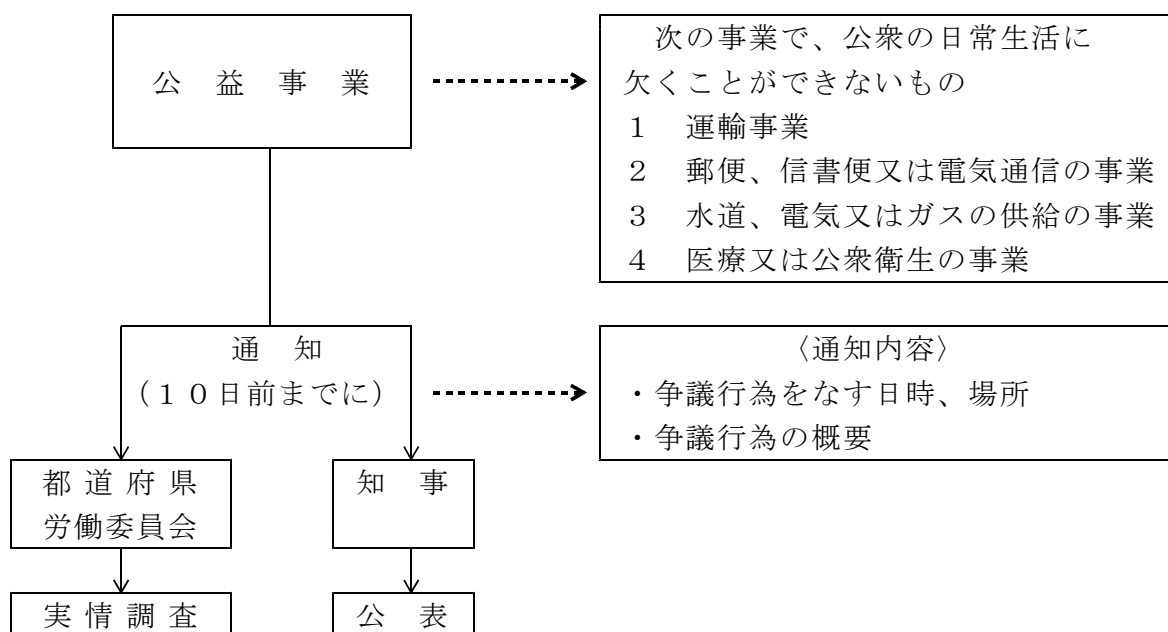
ストライキ、作業所閉鎖などの争議行為が発生したときは、労働組合又は使用者は、直ちにその旨を当委員会又は知事（産業労働部雇用労働政策課所管）に届け出なければなりません（労働関係調整法第9条）。

この通知は、口頭、電話又はファックスなど便宜な方法でもかまいません。

2 争議行為の予告通知

労働関係調整法第8条に定められている公益事業（運輸・医療・公衆衛生事業など）において争議行為をしようとする場合は、公衆の日常生活に多大な影響を及ぼすことを防止するため、当事者である労働組合又は使用者は、争議行為をする日の少なくとも10日前までに、当委員会と知事（産業労働部雇用労働政策課所管）に、文書でその旨を通知しなければなりません（労働関係調整法第37条）。

この予告通知を怠り争議を行うと10万円以下の罰金に処せられる場合があります。



3 労働争議の実情調査

労働委員会では、争議行為が発生したとき、争議行為予告通知がされたときなどに、必要に応じて電話等により実情調査を行います。

これは、争議の実情を把握して、調整活動に入った場合に迅速な対応ができるよう備えておくためです。